

議 第 3 7 号

市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

本市市立学校設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市立学校設置条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第五中学校の項及び北条中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。



新潟県柏崎市立学校設置条例（昭和39年3月20日条例第28号）

改正後		改正前	
<b>別表第2</b>		<b>別表第2</b>	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
(略)		(略)	
東中学校	〃 大字下田尻2002番地	東中学校	〃 大字下田尻2002番地
西山中学校	〃 西山町鬼王179番地	第五中学校	〃 大字宮平96番地1
		北条中学校	〃 大字北条1996番地
		西山中学校	〃 西山町鬼王179番地